

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用する随意契約について、四万十市契約規則第25条の2第2項の規定に基づき公表いたします。

随意契約締結の状況

令和5年4月1日

契約の名称	契約の概要	契約相手の選定基準及び決定方法	契約相手の名称及び住所	契約金額(円)	契約締結日	契約の相手方とした理由
令和5年度幡多クリーンセンターリサイクルプラザ作業	幡多クリーンセンターリサイクルプラザにおける資源ごみ仕分け作業 幡多クリーンセンター内清掃・美化作業	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体 随意契約	(福) 幡多手をつなぐ育成会 福祉工場「中村」 四万十市具同325番地	1,808,400	令和5年4月1日	障害者の雇用促進及び福祉政策推進のため